

社会保険

I. 国民健康保険

1. 国民健康保険

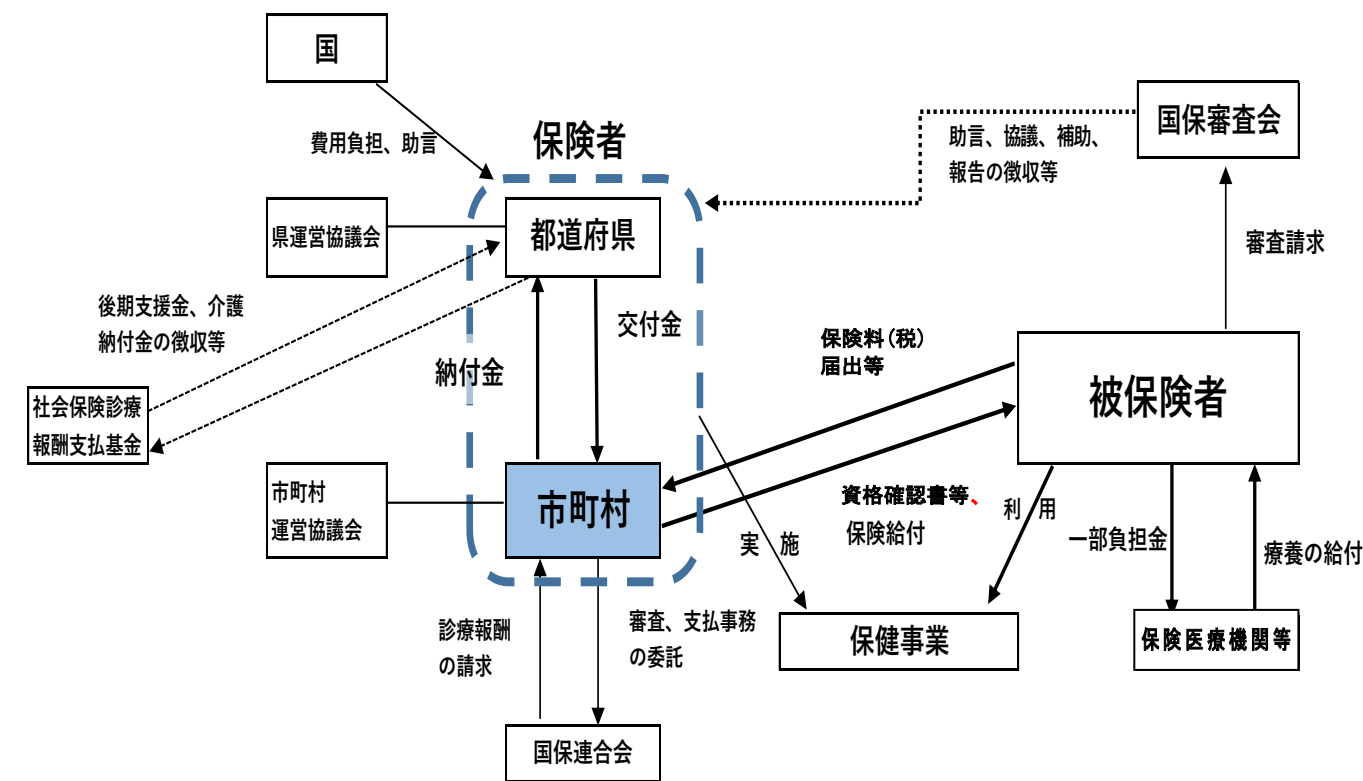
事業名 国民健康保険（担当課 健康保険課）

事業開始年度	昭和23年11月1日		
8 年度予算	歳入 32,565,000千円 歳出 32,565,000千円	前年度決算	歳入 32,164,422千円 歳出 31,778,033千円
補 助 率	—	根拠法令等	国民健康保険法

目 的 国民健康保険は、他の医療保険制度のいずれにも加入していない農業者や自営業者、無職者等の一般住民を対象とした医療保険制度であり、保険料を徴収し、あらかじめ定められた一定の保険事故が生じた場合、金銭等の経済給付をすることを目的とする。

事業内容 主に、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行い、他に納付金の支出、保健事業の実施、保険料の賦課・収納、交付金申請等を実施。

国民健康保険制度のしくみ



療養諸費負担区分（令和7年度分）

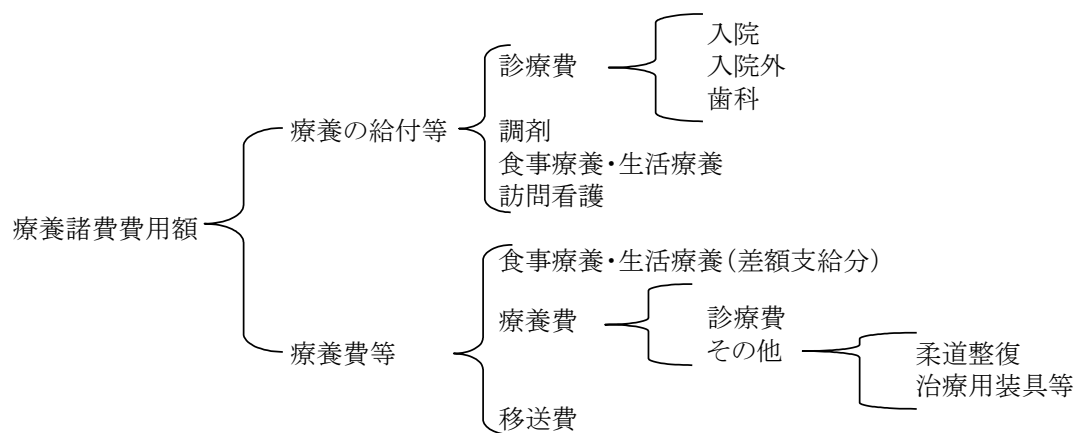
（単位：千円）

	療養諸費	療養諸費費用額内訳			
	費用額	保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分
一般被保険者分	25,670,203	18,728,998	3,022,367	2,927,799	991,039
退職被保険者等分	-	-	-	-	-
合 計	25,670,203	18,728,998	3,022,367	2,927,799	991,039

※損害賠償金等の収入を除く

※退職被保険者等分は一般被保険者分を含む

医療費の体系



◆療養諸費費用額 入院、入院外、歯科、調剤、（食事療養・生活療養、訪問看護）の費用額であって、10割相当分

◆保険者負担分 療養諸費費用額の7割相当分
（未就学児は8割、70歳～74歳は所得に応じて7割・8割となる）

◆一部負担金 療養諸費費用額の3割相当分（未就学児は2割、70歳～74歳は所得に応じて、2割・3割となる）から他法負担分や高額療養費を控除した額

◆高額療養費 被保険者の自己負担額が一定の金額（自己負担限度額）を超えた分について保険者が負担した額

◆他法負担分
他法優先 国保法以外の法律により、療養諸費費用額の支払いを、国保より先に公費負担した額

国保優先 国保法以外の法律により、国保の一部負担金相当額に対して行われた公費負担額

税・料区分		料
賦課方式	医療保険分	3方式（所得割額・均等割額・平等割額を合わせて賦課）
	後期支援金等分	3方式（所得割額・均等割額・平等割額を合わせて賦課）
	介護納付金分	2方式（所得割額・均等割額を合わせて賦課）
	子ども・子育て支援金分	3方式（所得割額・均等割額・平等割額を合わせて賦課）
賦課期日		4月1日
納期限・回数		6月～翌年3月の各月末日（12月は25日）の10回
所得割算定方式		旧ただし書き方式（総所得金額を基本に算定する方式）

保険料の賦課割合・料率

医療保険分

年 度	賦課割合 ※				料 率					
	応能割合	応益割合			年 度	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	賦課限度額 (円)
	所得割 (%)	計 (%)	均等割 (%)	平等割 (%)						
R3	51.15	48.85	32.78	16.07	R3	9.37	－	27,200	22,200	630,000
R4	54.04	45.96	30.76	15.20	R4	9.37	－	27,200	22,200	630,000
R5	51.63	48.37	32.20	16.17	R5	9.37	－	27,200	22,200	650,000
R6	52.43	47.57	31.52	16.05	R6	9.37	－	27,200	22,200	650,000
R7	53.99	46.01	30.31	15.70	R7	9.37	－	27,200	22,200	660,000
一 般	R3	51.15	48.85	32.78	※ 賦課割合は、国民健康保険所得調査（第2回） 時点の数値である。					
	R4	54.04	45.96	30.76						
	R5	51.63	48.37	32.20						
	R6	52.43	47.57	31.52						
	R7	53.99	46.01	30.31						
退 職	R3	0	0	0						
	R4	0	0	0						
	R5	0	0	0						
	R6	0	0	0						
	R7	0	0	0						

後期高齢者支援金等分

年 度		賦課割合 ※				料 率					
		応能割合	応益割合			年度	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	賦課限度額 (円)
			所得割 (%)	計 (%)	均等割 (%)						
R3		51.84	48.16	31.84	16.32	R3	2.66	－	7,500	6,400	190,000
R4		54.88	45.12	29.75	15.37	R4	2.66	－	7,500	6,400	200,000
R5		52.87	47.13	30.90	16.23	R5	2.66	－	7,500	6,400	220,000
R6		54.09	45.91	29.96	15.95	R6	2.66	－	7,500	6,400	240,000
R7		55.91	44.09	28.59	15.50	R7	2.66	－	7,500	6,400	260,000
一 般	R3	51.84	48.16	31.84	16.32	※ 賦課割合は、国民健康保険所得調査（第２回） 時点の数値である。					
	R4	54.88	45.12	29.75	15.37						
	R5	52.87	47.13	30.90	16.23						
	R6	54.09	45.91	29.96	15.95						
	R7	55.91	44.09	28.59	15.50						
退 職	R3	0	0	0	0						
	R4	0	0	0	0						
	R5	0	0	0	0						
	R6	0	0	0	0						
	R7	0	0	0	0						

介護納付金分

年 度		賦課割合 ※				料 率					
		応能割合	応益割合			年度	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	賦課限度額 (円)
			所得割 (%)	計 (%)	均等割 (%)						
R3		46.37	53.63	53.63	－	R3	2.11	－	14,700	－	170,000
R4		50.09	49.91	49.91	－	R4	2.11	－	14,700	－	170,000
R5		47.26	52.74	52.74	－	R5	2.11	－	14,700	－	170,000
R6		47.61	52.39	52.39	－	R6	2.11	－	14,700	－	170,000
R7		49.25	50.75	50.75	－	R7	2.11	－	14,700	－	170,000
一 般	R3	46.37	53.63	53.63	－	※ 賦課割合は、国民健康保険所得調査（第2回） 時点の数値である。					
	R4	50.09	49.91	49.91	－						
	R5	47.26	52.74	52.74	－						
	R6	47.61	52.39	52.39	－						
	R7	49.25	50.75	50.75	－						
退 職	R3	0	0	0	－						
	R4	0	0	0	－						
	R5	0	0	0	－						
	R6	0	0	0	－						
	R7	0	0	0	－						

被保険者の加入状況（年度末現在）

年度	世 帯 数			人 口		
	全市 ※ （世帯）	国 保 （世帯）	加入率 %	全市 ※ （人）	国 保 被保険者数 （人）	加入率 %
R3	138,566	39,613	28.59	302,122	62,930	20.83
R4	140,549	39,016	27.76	301,612	61,004	20.23
R5	142,025	37,916	26.70	300,516	58,169	19.36
R6	143,597	37,277	25.96	299,539	56,206	18.76
R7	144,876	36,801	25.40	298,228	54,737	18.35

※住民基本台帳より

被保険者数の推移（年間平均）

世帯数

年度	総数 （世帯）	対前年度比 （世帯）	退職 単独世帯 （世帯）	退職 混合世帯 （世帯）	介護2号 該当世帯 （世帯）
R3	40,268	0.990	0	0	17,018
R4	39,854	0.990	0	0	16,785
R5	39,006	0.979	0	0	16,472
R6	37,950	0.973	0	0	16,058
R7	37,436	0.986	0	0	15,894

被保険者数

年度	総数		一般被保険者数			退職被保険者等数				
	（人）	対前年度比	（人）	対前年度比	構成比 （%）	退職被 保険者 （人）	退職被 扶養者 （人）	小計 （人）	対前年度比	構成比 （%）
R3	64,260	0.980	64,260	0.980	100.00	0	0	0	－	0.00
R4	62,742	0.976	62,742	0.976	100.00	0	0	0	－	0.00
R5	60,456	0.964	60,456	0.964	100.00	0	0	0	－	0.00
R6	57,735	0.955	57,735	0.955	100.00	0	0	0	－	0.00
R7	56,014	0.970	56,014	0.970	100.00	0	0	0	－	0.00

2. 高額療養費

事業名 高額療養費 (担当課 健康保険課)

事業開始年度	昭和50年		
8 年度予算	一般 3,232,550千円 退職 0千円	前年度決算	一般 3,019,013千円 退職 0千円
補 助 率	—	根拠法令等	国民健康保険法

目 的 医療費の自己負担額が著しく高額になる場合、被保険者の一部負担の軽減を図る。

事業内容 被保険者の療養に要した同月内の費用が高額になり自己負担限度額を超えるときは、世帯主に対し、高額療養費を支給する。

高額療養費の推移

	年度	件数	支 給 額 (円)		1 件当たり		1 人当たり	
		(件)		対前年度比	支給額 (円)	対前年度比	支給額 (円)	対前年度比
一 般	R3	41,449	2,959,637,421	0.987	71,404	0.991	46,057	1.007
	R4	41,948	2,838,087,194	0.959	67,657	0.948	45,234	0.982
	R5	48,018	3,031,548,660	1.068	63,134	0.933	50,145	1.109
	R6	47,491	3,044,628,605	1.004	64,110	1.015	52,735	1.052
	R7	45,954	3,022,366,526	0.993	65,769	1.026	53,957	1.023
退 職	R3	—	—	—	—	—	—	—
	R4	0	-25,223	—	—	—	—	—
	R5	—	—	—	—	—	—	—
	R6	—	—	—	—	—	—	—
	R7	—	—	—	—	—	—	—
合 計	R3	41,449	2,959,637,421	0.987	71,404	0.991	46,057	1.007
	R4	41,948	2,838,061,971	0.959	67,657	0.948	45,234	0.982
	R5	48,018	3,031,548,660	1.068	63,134	0.933	50,145	1.109
	R6	47,491	3,044,628,605	1.004	64,110	1.015	52,735	1.052
	R7	45,954	3,022,366,526	0.993	65,769	1.026	53,957	1.023

※退職被保険者等分は資格喪失による過誤調整の結果、金額がマイナスとなっている

※令和6年度は、退職被保険者等分は一般被保険者分に含む

3. 療養費

事業名 療養費 （担当課 健康保険課）

事業開始年度	昭和23年11月		
8年度予算	一般 退職	195,400千円 0千円	前年度決算 一般 187,981千円 退職 0千円
補助率	—		根拠法令等 国民健康保険法

目的 現物給付の対象ではない費用について、被保険者へ支給することにより、療養の給付の補完的機能を果たす。

事業内容 療養に要した費用を被保険者が一時支払い、事後においてその費用を保険者から被保険者に支払う。

支給対象 治療用装具、はり灸、あんま、マッサージ師の施術、柔道整復師の施術、生血代等

療養費の推移

	年度	診療費		特別療養費		柔道整復		治療用装具等		合計	
		件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)
一般	R3	404	9,152,429	14	369,189	26,441	142,199,029	1,840	31,007,901	28,699	182,728,548
	R4	199	15,094,734	21	619,052	26,063	136,004,882	1,982	35,631,239	28,265	187,349,907
	R5	541	12,533,417	2	19,166	24,936	126,959,281	2,096	39,176,955	27,575	178,688,819
	R6	470	17,053,676	10	183,841	24,601	121,208,570	2,202	37,975,510	27,283	176,421,597
	R7	644	33,428,612	43	1,845,844	22,062	106,514,009	2,033	36,164,332	24,782	177,952,797
退職	R3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	R4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	R5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	R6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	R7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	R3	404	9,152,429	14	369,189	26,441	142,199,029	1,840	31,007,901	28,699	182,728,548
	R4	199	15,094,734	21	619,052	26,063	136,004,882	1,982	35,631,239	28,265	187,349,907
	R5	541	12,533,417	2	19,166	24,936	126,959,281	2,096	39,176,955	27,575	178,688,819
	R6	470	17,053,676	10	183,841	24,601	121,208,570	2,202	37,975,510	27,283	176,421,597
	R7	644	33,428,612	43	1,845,844	22,062	106,514,009	2,033	36,164,332	24,782	177,952,797

4. 出産育児・葬祭諸費

事業名 出産育児・葬祭諸費 （担当課：健康保険課）

事業開始年度	昭和36年				
8 年度予算	出産育児一時金 葬祭費	81, 000千円 10, 380千円	前年度決算	出産育児一時金 葬祭費	87, 678千円 9, 150千円
補 助 率	—		根拠法令等	国民健康保険法	

目的 出産及び葬祭費の負担軽減のため

事業内容 条例の定めるところにより、出産育児一時金、葬祭費の支給を行う。

出産育児・葬祭諸費の推移

年度	出産育児諸費		葬祭諸費	
	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)
R3	207	87,348,372	328	9,840,000
R4	213	91,261,392	379	11,370,000
R5	189	94,997,310	338	10,140,000
R6	162	82,350,419	364	10,920,000
R7	174	87,677,661	305	9,150,000

5. はり・きゅう・マッサージ施術料助成費

事業名 はり・きゅう等助成事業 （担当課 健康保険課）

事業開始年度	昭和37年				
8 年度予算	国保分 高齢者分	8,468千円 13,001千円	前年度決算	国保分 高齢者分	7,740千円 12,436千円
補 助 率	—		根拠法令等	市規則	

目的 国民健康保険被保険者及び高齢者（後期高齢者医療被保険者）の健康増進のため。

事業内容 久留米市はり・きゅう・マッサージ施術規則の定めるところにより、国保被保険者及び高齢者に、1回当たり800円を上限とする助成を1月につき4回以内、年間48回を上限として行う。

はり・きゅう・マッサージ施術料助成費の推移

国保

年度	件数 (件)	金額 (円)
R3	12,990	10,661,200
R4	11,345	9,076,000
R5	10,727	8,581,600
R6	9,691	7,745,600
R7	9,681	7,740,250

高齢者

年度	件数 (件)	金額 (円)
R3	17,423	14,288,800
R4	17,409	13,916,000
R5	15,827	12,214,660
R6	15,555	12,424,600
R7	15,568	12,436,368

6. 収納状況

国民健康保険料収納状況

現年度分

(単位 : 円)

	年度	調 定 額		収納額 C	還付未済額 (別 掲)	不納欠損額 E	未収額 A-C-E	収納率(%) C/(A-B)
		A	うち居所不明者分 B					
一 般	R3	6,147,976,900	1,939,900	5,887,623,148	7,966,868	1,014,376	259,339,376	95.80
	R4	6,426,503,000	2,832,600	6,128,257,907	8,747,900	1,907,600	296,337,493	95.40
	R5	5,885,892,800	2,207,100	5,635,794,515	11,113,949	3,946,000	246,152,285	95.79
	R6	5,815,985,500	2,530,000	5,578,819,691	9,138,460	1,538,158	235,627,651	95.96
	R7	5,955,024,600	4,207,200	5,690,126,845	11,748,419	1,929,300	262,968,455	95.62
退 職	R3	0	0	0	0	0	0	-
	R4	0	0	0	0	0	0	-
	R5	0	0	0	0	0	0	-
	R6	0	0	0	0	0	0	-
	R7	0	0	0	0	0	0	-
合 計	R3	6,147,976,900	1,939,900	5,887,623,148	7,966,868	1,014,376	259,339,376	95.80
	R4	6,426,503,000	2,832,600	6,128,257,907	8,747,900	1,907,600	296,337,493	95.40
	R5	5,885,892,800	2,207,100	5,635,794,515	11,113,949	3,946,000	246,152,285	95.79
	R6	5,815,985,500	2,530,000	5,578,819,691	9,138,460	1,538,158	235,627,651	95.96
	R7	5,955,024,600	4,207,200	5,690,126,845	11,748,419	1,929,300	262,968,455	95.62

滞納繰越分

	年度	調 定 額		収納額 C	還付未済額 (別 掲)	不納欠損額 E	未収額 A-C-E	収納率(%) C/(A-B)
		A	うち居所不明者分 B					
一 般	R3	829,020,400	3,087,090	186,464,970	219,500	103,457,193	539,098,237	22.58
	R4	789,432,434	1,006,277	150,884,091	27,506	97,824,320	540,724,023	19.14
	R5	826,036,302	913,100	174,533,804	113,300	76,050,007	575,452,491	21.15
	R6	816,990,703	1,039,800	179,110,544	47,490	60,291,359	577,588,800	21.95
	R7	807,299,651	2,016,600	180,634,465	392,755	59,703,339	566,961,847	22.43
退 職	R3	3,603,511	0	486,747	0	12,600	3,104,164	13.51
	R4	3,104,164	0	406,813	0	1,514,528	1,182,823	13.11
	R5	1,182,823	0	507,583	0	291,300	383,940	42.91
	R6	383,940	0	171,168	0	19,800	192,972	44.58
	R7	192,972	0	77,121	0	2,671	113,180	39.96
合 計	R3	832,623,911	3,087,090	186,951,717	219,500	103,469,793	542,202,401	22.54
	R4	792,536,598	1,006,277	151,290,904	27,506	99,338,848	541,906,846	19.11
	R5	827,219,125	913,100	175,041,387	113,300	76,341,307	575,836,431	21.18
	R6	817,374,643	1,039,800	179,281,712	47,490	60,311,159	577,781,772	21.96
	R7	807,492,623	2,016,600	180,711,586	392,755	59,706,010	567,075,027	22.44

全体分

	年度	調 定 額		収納額 C	還付未済額 (別 掲)	不納欠損額 E	未収額 A-C-E	収納率(%) C/(A-B)
		A	うち居所不明者分 B					
一 般	R3	6,976,997,300	5,026,990	6,074,088,118	8,186,368	104,471,569	798,437,613	87.12
	R4	7,215,935,434	3,838,877	6,279,141,998	8,775,406	99,731,920	837,061,516	87.06
	R5	6,711,929,102	3,120,200	5,810,328,319	11,227,249	79,996,007	821,604,776	86.61
	R6	6,632,976,203	3,569,800	5,757,930,235	9,185,950	61,829,517	813,216,451	86.85
	R7	6,762,324,251	6,223,800	5,870,761,310	12,141,174	61,632,639	829,930,302	86.90
退 職	R3	3,603,511	0	486,747	0	12,600	3,104,164	13.51
	R4	3,104,164	0	406,813	0	1,514,528	1,182,823	13.11
	R5	1,182,823	0	507,583	0	291,300	383,940	42.91
	R6	383,940	0	171,168	0	19,800	192,972	44.58
	R7	192,972	0	77,121	0	2,671	113,180	39.96
合 計	R3	6,980,600,811	5,026,990	6,074,574,865	8,186,368	104,484,169	801,541,777	87.08
	R4	7,219,039,598	3,838,877	6,279,548,811	8,775,406	101,246,448	838,244,339	87.03
	R5	6,713,111,925	3,120,200	5,810,835,902	11,227,249	80,287,307	821,988,716	86.60
	R6	6,633,360,143	3,569,800	5,758,101,403	9,185,950	61,849,317	813,409,423	86.85
	R7	6,762,517,223	6,223,800	5,870,838,431	12,141,174	61,635,310	830,043,482	86.89

Ⅱ．国民年金

１．国民年金

事業名 国民年金事務費 （担当課 医療・年金課）

事業開始年度	昭和34年度		
８年度予算	11,749千円	前年度決算	5,126千円
補助率	国10/10	根拠法令等	国民年金法

目的 高齢化社会に対応した国民年金制度の確立を図るため、制度への理解と意識の高揚を図りながら加入の促進、納付の促進に努め、豊かで安心できる老後を確保する。

事業内容 ①第１号被保険者の資格取得届等の受付
②申請免除・納付猶予・学生納付特例の受付
③老齢・遺族・障害基礎年金等の裁定請求書の受付
④年金相談

決算状況

年 度	R3	R4	R5	R6	R7
決算額	7,493 千円	5,938 千円	6,207 千円	6,895 千円	5,126 千円

２．制度の概要

（１）目的

国民年金制度は、老齢、障害または死亡によって国民生活の安定がそこなわれることを防ぎ、健全な国民生活の維持、向上に役立つことを目的としている。

（２）国民年金の給付

国民の老齢、障害または死亡に関して必要な年金を支給することになっている。給付の種類は、次の四つのグループから成り立っている。

- ①老齢基礎年金
- ②障害基礎年金
- ③遺族基礎年金
- ④付加年金、寡婦年金及び死亡一時金

（３）保険者

国民年金は、政府が管掌（経営）する。

（４）年金額の改定

国民年金は、老齢・障害・死亡に関して金銭的に生活保障を行うことを目的としているが、国民の生活水準などに著しい変動が生じた場合には、速やかに年金額の改定を行うことが義務付けられている。

(5) 被保険者

①強制加入被保険者

ア. 第1号被保険者

20歳以上60歳未満の日本国内に住んでいる人。(農業・自営業・無職・学生等)

イ. 第2号被保険者

厚生年金や共済組合に加入している人。

ウ. 第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の人。

②任意加入被保険者

ア. 60歳以上65歳未満の人で、老齢基礎年金を受けるための受給資格期間を満たしていない人や、過去に保険料の未納期間などがあり満額の老齢基礎年金を受けられない人。

イ. 60歳未満で厚生年金や共済組合などの老齢(退職)年金を受けている人。

ウ. 海外に居住している20歳以上65歳未満の日本人。

<特例>

昭和40年4月1日以前に生まれた人で、老齢基礎年金の受給資格を満たしていない65歳以上70歳未満の人。(70歳になるまでの間、必要な期間を満たすまで)

(6) 基礎年金番号(1人1番号)

平成9年1月から、各制度によってそれぞれ管理されていた加入記録を全体として把握できることを目的として導入された。

①各公的年金制度ごとの年金番号を共通化し、制度を移った場合でも変わらないものとする。

②公的年金の全加入期間を通して、同一の番号で記録の整理、年金に関する手続、照会等をできるようにする。

(7) 保険料

①定額保険料 額 17,920円(令和8年度)

第1号被保険者の負担する保険料は定額となっている。

②付加保険料 額 400円

第1号被保険者で希望する人が納められる。ただし、国民年金基金の加入者は納められないようになっている。

(8) 年金額(令和8年度)

●老齢基礎年金(満額) 67歳以下847,300円【68歳以上844,900円】

●障害基礎年金(1級) 67歳以下1,059,125円【68歳以上1,056,125円】

(2級) 67歳以下847,300円【68歳以上844,900円】

●遺族基礎年金

・配偶者と子供1人の場合 67歳以下1,091,100円【68歳以上1,088,700円】

・子供1人の場合 847,300円

●寡婦年金 夫が受けるはずの年金額×3/4

●死亡一時金 保険料を3年以上納めた人が、年金を受けずに亡くなったとき

【保険料を納めた期間と一時金の額】

① 3年以上15年未満 120,000円

② 15年以上20年未満 145,000円

③ 20年以上25年未満 170,000円

④ 25年以上30年未満 220,000円

⑤ 30年以上35年未満 270,000円

⑥ 35年以上 320,000円

※保険料を納めた期間には、4分の1免除期間は納付済期間の4分の3月、半額免除期間は2分の1月、4分の3免除期間は4分の1月として算定される。

3. 被保険者の状況

(単位：人)

年 度		R3	R4	R5	R6	R7
被保険者数	第1号被保険者	37,309	36,949	36,226	35,799	35,558
	任意加入被保険者	362	366	374	395	395
	第3号被保険者	17,458	16,595	15,852	14,660	13,808
	計	55,129	53,910	52,452	50,854	49,761

4. 保険料の免除等状況

(単位：人)

区分 \ 年度		R3	R4	R5	R6	R7
第1号被保険者 A		37,309	36,949	36,226	35,799	35,558
(保険料の免除等) 被保険者	法定免除	4,509	4,626	4,736	4,693	4,737
	申請免除	全免	8,020	7,812	7,544	7,257
		3/4	552	542	533	558
		半免	348	322	307	357
		1/4	179	158	129	203
	納付猶予	1,613	1,620	1,522	1,476	1,469
	学生納付特例	4,526	4,366	4,146	4,117	4,167
	計 B	19,747	19,446	18,917	18,739	18,748
免除等率 B/A ×100		52.9	52.6	52.2	52.3	52.7

●保険料を納めるのが困難なときは、次のような免除制度・納付猶予制度・学生納付特例制度がある。

- 1 法 定 免 除…生活保護法による生活扶助を受けている人、障害基礎年金、障害厚生年金の1、2級を受けている人が対象になる。
- 2 申 請 免 除…所得が低いなどの経済的理由やその他特別な理由により保険料を納められないときには、申請して承認されれば保険料の納付が免除となる。申請免除には、全額免除、4分の3免除、半額免除、4分の1免除がある。
- 3 納 付 猶 予 制 度…20歳以上50歳未満の人で本人（配偶者含む）の所得が一定額以下の場合には、保険料の納付が猶予される。
- 4 学生納付特例制度…20歳以上の学生で本人の前年所得が一定額以下の場合は、申請して承認されると、在学中の保険料を卒業後に「後払い」できる。

●産前産後期間の免除制度…被保険者が出産を行った際に、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除される。

●育児期間の免除制度 …育児期間中（子どもが1歳になるまで）の国民年金保険料が両親ともに免除される。
(令和8年10月より開始)

5. 給付

国民年金では、全国民に共通する給付として、①老齢基礎年金、②障害基礎年金、③遺族基礎年金が支給される。また、第1号被保険者の独自給付として、④付加年金、⑤寡婦年金、⑥死亡一時金が支給される。老齢福祉年金は、国民年金制度ができたとき高齢のため国民年金に加入できなかった人に支給される。

種類	内容
老 齢 基 礎 年 金	25年以上（平成29年8月1日からは10年以上）の受給資格期間を満たした人に65歳から生涯にわたって支給される。希望すれば60歳から繰り上げたり、66歳以降に繰り下げて請求することができる。ただし、65歳未満で請求したときは減額になり66歳以上で請求したときは増額される。
障 害 基 礎 年 金	病気やケガで日常生活が十分にできない状態（国民年金法による障害等級が1級または2級）になった場合に支給されるが、初診日の前日において一定の要件を満たしていることが必要。また、初診日が20歳前にある障害者に対しても一定の要件を満たせば支給される。ただし、この場合は、本人の所得制限や公的年金との併給制限がある。
遺 族 基 礎 年 金	被保険者が死亡したとき、その人によって生計を維持されていた次の人に支給される。ただし、死亡時において一定の要件を満たしていることが必要。 （1）死亡した人の配偶者であって18歳未満の子または20歳未満で障害の状態が1級、2級の子と生計を同一にしている人。 （2）死亡した人の18歳未満の子または20歳未満で障害の状態が1級、2級の子。
付 加 年 金	国民年金の付加保険料を納めている人は、老齢基礎年金に加算される。 支給額（年額）200円×付加保険料納付月数。
寡 婦 年 金	老齢基礎年金を受ける条件を満たしている夫が65歳未満で死亡した場合で、10年以上婚姻期間が継続している妻が60歳から65歳になるまでの間、受けることができる。ただし、夫が障害基礎年金を受けたことがあるとき、または老齢基礎年金を受けていたときは支給されない。
死 亡 一 時 金	第1号被保険者として3年以上保険料を納めていた人が、年金を受けずに死亡したとき、一緒に生活していた遺族（配偶者・子供・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹）に支給される。ただし、遺族が遺族基礎年金を受けられるときは支給されない。
短期在留外国人の脱退一時金	第1号被保険者として保険料を6ヵ月以上納めた外国人が、老齢基礎年金の受給資格期間を満たさないまま帰国したときに支給される。
老 齢 福 祉 年 金	明治44年4月1日以前に生まれた人または明治44年4月2日から大正5年4月1日までに生まれた人で、拠出制の老齢年金を受けられないが一定の要件に該当する人が、70歳になったときから支給される。

国民年金請求件数の状況

（単位：件）

区分 \ 年度	R3	R4	R5	R6	R7
老齢基礎年金	24	15	18	11	18
障害基礎年金	154	162	142	116	124
遺族基礎年金	1	5	3	1	1
寡婦年金	0	1	3	1	0
死亡一時金	12	22	17	20	15
未支給年金	758	936	989	1,131	1,027

Ⅲ. 介護保険事業

1. 制度の概要

事業名 介護保険事業 (担当課 介護保険課)

事業開始年度	平成 12 年度		
8 年度予算	31,644,000千円	前年度決算	30,025,327 千円
補助率	—	根拠法令等	介護保険法

目的 加齢に伴って生じる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、介護や機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行い、市民の保健医療の向上及び福祉の増進を図る。

また、高齢者が住み慣れた地域で、自立した生活を送ることができるよう、医療、介護、生活支援などが一体的に提供される地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に取り組んでいく。

加えて、介護予防サービスや介護予防事業を展開して、高齢者の健康状態の維持・改善に取り組み、介護を必要としない元気な高齢者を増やし、高齢者が健康でいきいきと暮らせるよう努める。

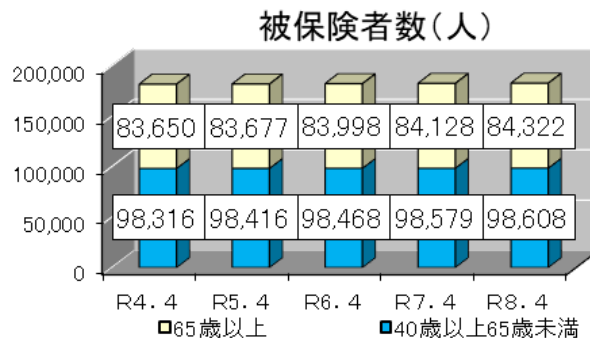
事業内容

(1) 保険者

保険者は市町村（特別区を含む）であるが、広域連合の場合もある。当市は単独で保険運営している。

(2) 被保険者

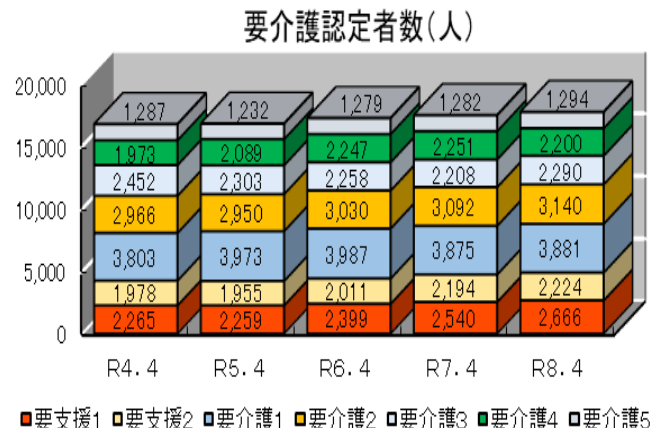
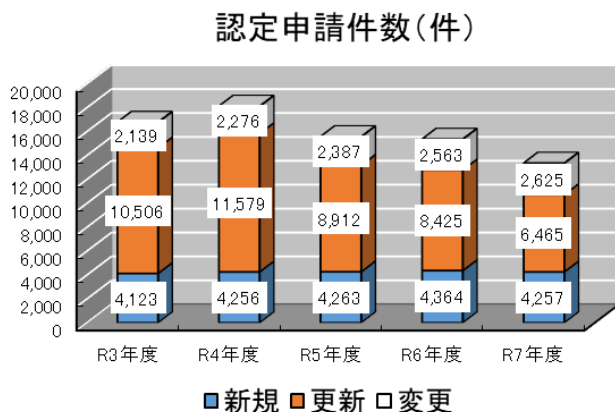
原則、市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者（第1号被保険者）と40歳以上65歳未満の医療保険加入者（第2号被保険者）



(3) 介護認定

認定申請した被保険者が要介護状態に該当するか否かを認定審査会で審査・判定する。認定審査会は、医療、保健、福祉の各分野4名からなる合議体を18組織して、審査判定業務を行っている。

認定は、状態に応じて「非該当」「要支援1」「要支援2」「要介護1」「要介護2」「要介護3」「要介護4」「要介護5」に分かれる。



(4) 保険給付

保険給付を受けるためには、寝たきりや認知症など介護サービスが必要な状態であるという認定(要介護認定または要支援認定)を受けることが必要である。認定を受けた方は、その要介護度に応じて、サービスを自己選択して受けることができる。

なお、サービス内容は次のとおり。

①「非該当」の方が受けられるサービス

一般介護予防事業及び介護予防・生活支援サービス事業

②「要支援1」「要支援2」の方が受けられるサービス

- ・介護予防生活支援サービス事業 ・介護予防訪問入浴介護 ・介護予防訪問看護
- ・介護予防訪問リハビリテーション ・介護予防通所リハビリテーション（デイケア）
- ・介護予防短期入所生活介護（ショートステイ） ・介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）
- ・介護予防居宅療養管理指導 ・介護予防特定施設入居者生活介護 ・介護予防福祉用具貸与
- ・特定介護予防福祉用具販売 ・介護予防住宅改修費 ・介護予防小規模多機能型居宅介護
- ・介護予防認知症対応型通所介護 ・介護予防認知症対応型共同生活介護（要支援2の人のみ）

③「要介護1」～「要介護5」の方が受けられるサービス

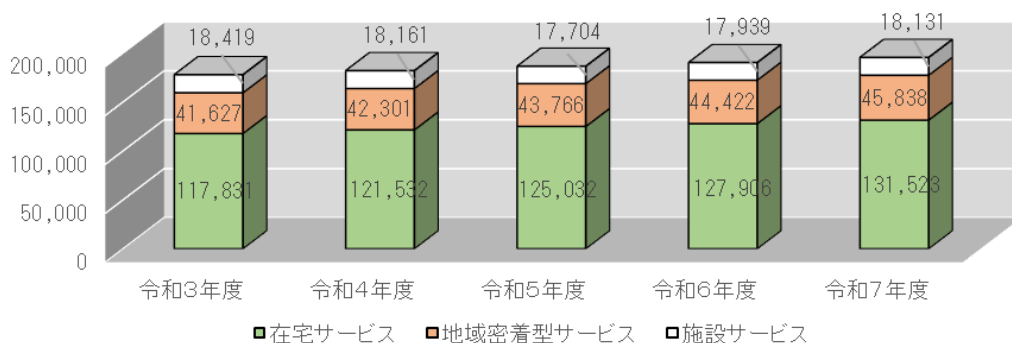
＜在宅系サービス＞

- ・訪問介護 ・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・通所介護（デイサービス）
- ・通所リハビリテーション（デイケア） ・短期入所生活介護（ショートステイ）
- ・短期入所療養介護（ショートステイ） ・居宅療養管理指導 ・特定施設入居者生活介護
- ・福祉用具貸与 ・特定福祉用具販売 ・居宅介護住宅改修費 ・小規模多機能型居宅介護
- ・夜間対応型訪問介護 ・認知症対応型通所介護 ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・看護小規模多機能型居宅介護 ・地域密着型通所介護

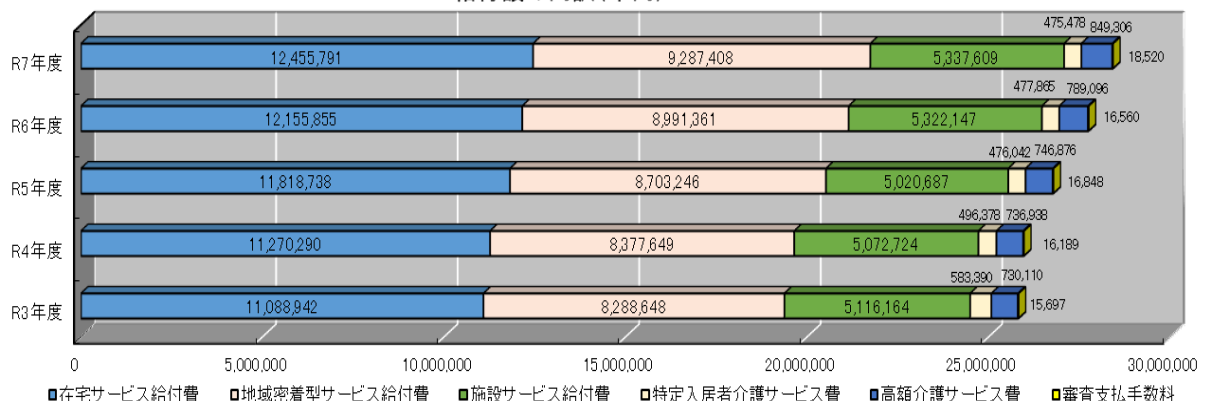
＜施設入所系サービス＞

- ・介護老人福祉施設（原則要介護3以上の人） ・介護老人保健施設 ・介護医療院
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

サービスのべ利用者数(人)



給付額の内訳(千円)



サービス種類別給付額

(単位：千円)

種 類 \ 年 度	R3	R4	R5	R6	R7
訪問介護	1,126,813	1,212,347	1,323,822	1,356,902	1,372,197
訪問入浴介護	87,360	78,002	74,884	69,293	58,301
訪問看護	582,411	598,274	658,544	695,074	741,749
訪問リハビリ	82,893	93,882	103,367	114,229	126,844
居宅療養管理指導	343,644	358,347	391,812	433,442	489,662
通所介護	3,379,027	3,384,511	3,467,713	3,592,726	3,709,677
通所リハビリ	1,645,149	1,583,981	1,709,376	1,683,764	1,657,229
短期入所生活介護	835,063	851,912	882,453	901,395	947,031
短期入所療養介護（特別診療費含む）	93,519	89,486	84,660	68,636	56,076
福祉用具貸与	704,767	750,749	788,515	828,273	870,518
特定施設入居者生活介護	860,528	874,631	886,294	912,467	909,833
介護予防支援・居宅介護支援	1,221,295	1,259,932	1,314,061	1,355,613	1,377,618
地域密着型通所介護	716,903	739,999	800,743	802,617	881,576
認知症対応型通所介護	172,183	151,839	146,033	161,836	156,906
小規模多機能型居宅介護	1,613,715	1,643,847	1,630,342	1,636,625	1,512,299
認知症対応型共同生活介護	2,661,424	2,623,161	2,737,948	2,711,848	2,702,265
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1,706,309	1,697,451	1,747,453	1,892,838	1,904,492
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	598,405	614,691	786,168	889,447	1,082,310
看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	819,567	906,661	854,558	896,150	1,047,560

福祉用具購入費の支給件数と金額

(単位：件)

種 類 \ 年 度	R3	R4	R5	R6	R7
腰掛便座	331	351	284	280	266
入浴補助用具	817	798	803	848	873
自動排泄処理装置の交換可能部分	0	0	0	0	0
リフトのつり具	6	31	2	4	4
簡易浴槽	0	0	0	0	0
排泄予測支援機器	-	0	2	0	0
スロープ	-	-	-	122	95
歩行器	-	-	-	8	10
歩行補助つえ	-	-	-	109	113
合 計	1,154	1,180	1,091	1,371	1,361

(単位：千円)

種 類 \ 年 度	R3	R4	R5	R6	R7
腰掛便座	13,196	14,454	13,368	12,302	12,404
入浴補助用具	19,954	20,660	23,087	26,739	28,298
自動排泄処理装置の交換可能部分	0	0	0	0	0
リフトのつり具	221	792	91	197	224
簡易浴槽	0	0	0	0	0
排泄予測支援機器	-	0	101	0	0
スロープ	-	-	-	1,461	1,302
歩行器	-	-	-	187	181
歩行補助つえ	-	-	-	1,636	1,864
合 計	33,371	35,906	36,647	42,522	44,273

住宅改修費の支給件数と金額

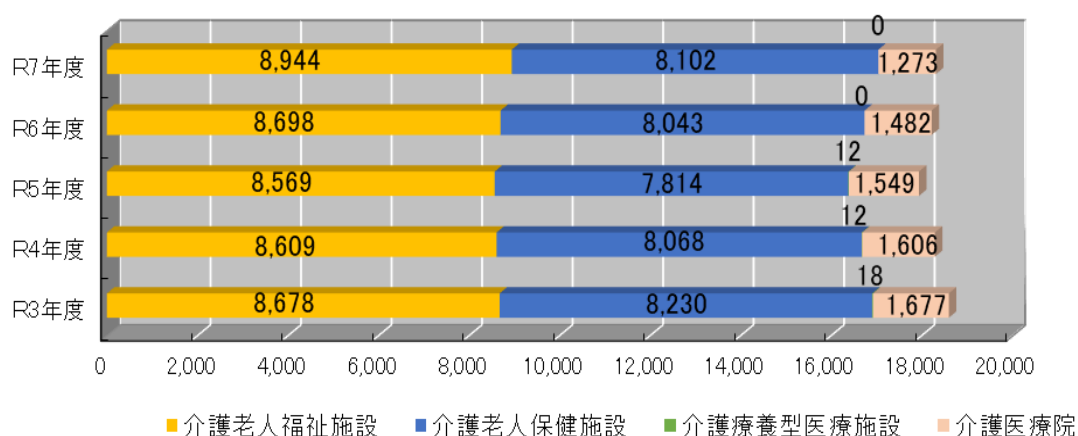
(単位：件)

種 類 \ 年 度	R3	R4	R5	R6	R7
手すりの取付け	915	961	937	1,039	965
段差の解消	82	73	72	36	50
床材等の変更	21	31	30	28	34
扉の取替え	17	19	24	24	14
便器の取替え	13	11	9	10	12
合 計	1,048	1,095	1,072	1,137	1,075

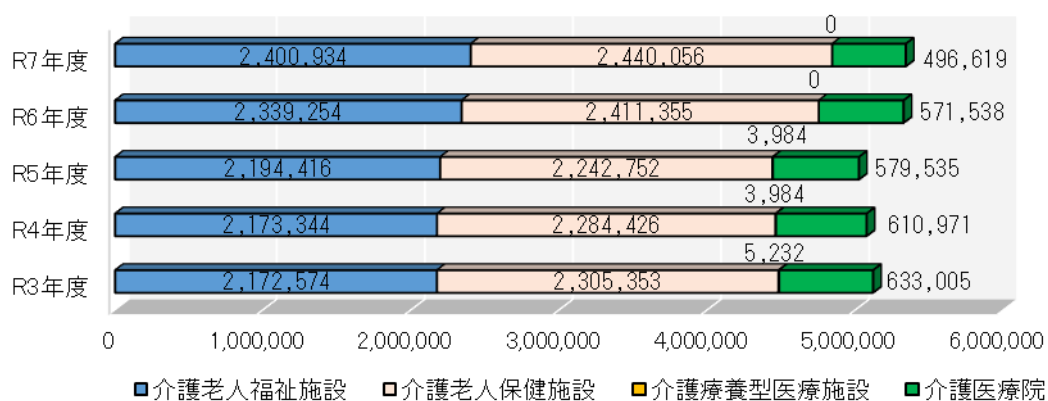
(単位：千円)

種 類 \ 年 度	R3	R4	R5	R6	R7
手すりの取付け	75,763	81,179	79,448	89,941	80,591
段差の解消	10,063	9,107	8,558	3,919	5,879
床材等の変更	3,316	3,995	4,223	3,479	4,554
扉の取替え	1,682	2,275	2,896	2,516	1,599
便器の取替え	2,279	1,774	1,464	1,665	2,160
合 計	93,103	98,330	96,589	101,520	94,783

施設利用者数(人)



入所施設種類別給付額(千円)



(5) 利用者負担

原則、介護サービス費用の1割（一定以上所得者は2割又は3割）を負担する。

通所サービスや施設入所サービスは、介護保険法改正のため、平成17年10月より、食費・居住費・日常生活費が利用者負担となった。

負担軽減策として、負担限度額認定、訪問介護利用者負担減額、社会福祉法人等負担金減額、高額介護（介護予防）サービス費の払い戻し等があり、いずれも申請により適用される。

（単位：人）

	R3	R4	R5	R6	R7
①介護保険法に規定あり					
・負担限度額認定	2,444	2,450	2,428	2,422	2,543
・旧措置入所者の利用者負担の減額	3	3	1	1	1
・旧措置入所者の標準負担額の減額	3	3	1	1	1
・居宅介護サービス費等の額の特例	0	0	0	0	0
②特別支援事業として					
・訪問介護利用者負担の減額	0	0	0	0	0
・社会福祉法人等利用者負担の減額	18	12	8	11	11

(6) 保険料

第1号被保険者は所得段階（14段階）に応じた定額保険料を設定する。

第2号被保険者はそれぞれの加入する医療保険の算定基準に基づき設定される。

・令和8年度の第1号被保険者の介護保険料

所得段階	対象者		割合	保険料
第1段階	市民税世帯非課税	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、 課税年金収入額と合計所得金額の合計が82.65万円以下の方	0.285	21,744円
第2段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計が82.65万円超120万円以下の方	0.485	37,004円
第3段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方	0.685	52,263円
第4段階	市民税世帯課税	市民税本人非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が82.65万円以下の方	0.88	67,140円
第5段階		市民税本人非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が82.65万円超の方	1.00	76,296円
第6段階		市民税本人課税で、合計所得金額125万円未満の方	1.13	86,214円
第7段階		市民税本人課税で、合計所得金額125万円以上200万円未満の方	1.25	95,370円
第8段階		市民税本人課税で、合計所得金額200万円以上300万円未満の方	1.50	114,444円
第9段階		市民税本人課税で、合計所得金額300万円以上400万円未満の方	1.60	122,074円
第10段階		市民税本人課税で、合計所得金額400万円以上500万円未満の方	1.70	129,703円
第11段階		市民税本人課税で、合計所得金額500万円以上600万円未満の方	1.85	141,148円
第12段階		市民税本人課税で、合計所得金額600万円以上700万円未満の方	2.00	152,592円
第13段階		市民税本人課税で、合計所得金額700万円以上800万円未満の方	2.20	167,851円
第14段階		市民税本人課税で、合計所得金額800万円以上の方	2.40	183,110円

・所得段階別の第1号被保険者

(単位：人)

所得段階	令和4年6月	令和5年6月	令和6年6月	令和7年6月	令和8年6月
第1段階	14,913	14,921	14,662	14,033	13,673
第2段階	8,546	8,794	9,045	8,833	8,507
第3段階	7,982	8,145	8,096	7,983	7,932
第4段階	8,407	8,087	7,547	6,961	6,735
第5段階	12,360	12,201	12,170	12,265	12,306
第6段階	12,592	12,683	11,560	11,918	11,876
第7段階	9,211	9,207	9,969	10,343	10,610
第8段階	4,507	4,639	5,341	5,676	6,079
第9段階	1,868	1,955	2,297	2,513	2,583
第10段階	979	890	1,078	1,174	1,369
第11段階	523	487	521	605	654
第12段階	384	286	335	360	398
第13段階	246	237	240	270	257
第14段階	1,429	1,425	1,482	1,552	1,624
合計	83,947	83,957	84,343	84,486	84,603

(7) 保険財政

保険給付に必要な費用の安定的な確保のため、半分（第1号被保険者23%、第2号被保険者27%）を保険料、残りの半分为国、県、市でまかなう。

	国	県	市	第1号保険料	第2号保険料
介護給付・予防給付（その他）	25.00%	12.50%	12.50%	23.00%	27.00%
介護給付・予防給付（施設等）	20.00%	17.50%	12.50%	23.00%	27.00%
介護予防事業	25.00%	12.50%	12.50%	23.00%	27.00%
包括的支援事業・任意事業	38.50%	19.25%	19.25%	23.00%	

※平成30年度より、第1号保険料と第2号保険料の負担割合及び包括的支援事業・任意事業の国、県、市の負担割合が変更された。

(8) 介護保険 収納状況現年度分
現年度分

(単位：円)

年 度	調定額		収納額 C	還付未済額 (別掲)	不納欠損額 E	未収額 A-C-E	収納率(%) C/(A-B)
	A	うち居所不明分 B					
R3	5,825,181,400	0	5,791,872,900	10,940,000	388,900	32,919,600	99.43%
R4	5,887,383,900	0	5,853,075,200	12,490,300	419,700	33,889,000	99.42%
R5	5,878,004,400	0	5,846,694,900	12,761,400	305,700	31,003,800	99.47%
R6	5,959,854,800	0	5,932,746,900	14,256,000	309,600	26,798,300	99.55%
R7	6,081,182,600	0	6,055,042,000	13,565,700	105,900	26,034,700	99.57%

滞納繰越分

(単位：円)

年 度	調定額		収納額 C	還付未済額 (別掲)	不納欠損額 E	未収額 A-C-E	収納率(%) C/(A-B)
	A	うち居所不明分 B					
R3	79,015,100	0	15,923,700	6,500	24,758,200	38,333,200	20.15%
R4	71,113,600	0	15,135,400	50,700	19,554,200	36,424,400	21.28%
R5	70,256,400	0	12,441,900	0	19,885,100	37,929,400	17.71%
R6	68,767,100	0	11,484,000	22,600	21,219,500	36,063,600	16.70%
R7	62,728,800	0	11,911,900	49,200	18,475,700	32,341,200	18.99%

全体分

(単位：円)

年 度	調定額		収納額 C	還付未済額 (別掲)	不納欠損額 E	未収額 A-C-E	収納率(%) C/(A-B)
	A	うち居所不明分 B					
R3	5,904,196,500	0	5,807,796,600	10,946,500	25,147,100	71,252,800	98.37%
R4	5,958,497,500	0	5,868,210,600	12,541,000	19,973,900	70,313,000	98.48%
R5	5,948,260,800	0	5,859,136,800	12,761,400	20,190,800	68,933,200	98.50%
R6	6,028,621,900	0	5,944,230,900	14,278,600	21,529,100	62,861,900	98.60%
R7	6,143,911,400	0	6,066,953,900	13,614,900	18,581,600	58,375,900	98.75%

2. 第1号訪問・通所事業

事業名 第1号訪問・通所事業（担当課 介護保険課、長寿支援課）

事業開始年度	平成 29 年度		
8 年度予算	419,324 千円	前年度決算	391,492 千円
負担割合	保険料 1/2、国 1/4、県 1/8	根拠法令等	介護保険法

目的 要支援者等の多様な生活支援のニーズに対応するため、住民主体の支援等を含めた多様な主体により、訪問型・通所型のサービスを提供する。

事業内容

【訪問型サービス】

（1）現行相当サービス

①身体援助訪問サービス（身体ヘルプ）

○対象者

身体介護が必要な要支援認定者及び事業対象者

○事業内容

訪問介護員が身体介護や生活援助を行うサービス

○利用者負担

月額定額制。久留米市が定める報酬の1割、2割又は3割

利用回数	サービス費用 (利用者負担1割の金額)
週1回	11,760円 (1,176円)
週2回	23,490円 (2,349円)
週3回 (要支援2の方のみ)	37,270円 (3,727円)

○利用実績

年度	R3	R4	R5	R6	R7
件数（件）	913	986	930	1,084	990
給付額（千円）	21,592	22,979	21,299	25,469	24,286

（2）基準緩和サービス（訪問型サービスA）

①元気援助訪問サービス（元気ヘルプ）

○対象者

身体介護が必要でない要支援認定者及び事業対象者

○事業内容

ひとりで行うことが困難な家事について、訪問介護員と共に家事を行い、介護予防や自立した生活を目指すサービス

○利用者負担

月額定額制。久留米市が定める報酬の1割、2割又は3割

利用回数	サービス費用 (利用者負担1割の金額)
週1回	10,610円 (1,061円)
週2回	22,800円 (2,280円)
週3回 (要支援2の方のみ)	37,070円 (3,707円)

②生活援助訪問サービス（生活ヘルプ）

○対象者

身体介護が必要でない要支援認定者及び事業対象者のうち、疾患等により共に家事を行うことができない者

○事業内容

訪問介護員や生活援助従業者が生活援助を提供するサービス

○利用者負担

月額定額制で月3回までの回数制も利用可。久留米市が定める報酬の1割、2割又は3割

利用回数	サービス費用 (利用者負担1割の金額)
1回につき (月3回まで)	2,610円 (261円)
週1回	10,430円 (1,043円)
週2回	20,860円 (2,086円)
週3回 (要支援2の方のみ)	31,300円 (3,130円)

○利用実績（訪問型サービスA）

年度	R3	R4	R5	R6	R7
件数（件）	8,385	8,203	7,598	7,647	7,981
給付額（千円）	112,721	109,305	101,782	102,606	105,609

（3）短期集中予防サービス（訪問型サービスC）

①元気向上訪問相談サービス

○対象者

事業対象者等（事業対象者、要支援1、要支援2）のうち、特にうつや閉じこもり傾向など、心身の状況のために通所型サービス等の利用が困難と認められ、訪問型サービスによる介護予防の取り組みを行うことで自立した生活を送ることが見込まれる高齢者

○サービス内容

保健師等が、対象者の居宅を訪問し、生活機能等に関する問題を総合的に把握、評価し、社会参加を行うために必要な助言や指導を3ヶ月の短期間で集中的に行う。

○利用料 無料

○実績

年度	R3	R4	R5	R6	R7
利用者数	1	1	0	1	1

②生活機能訪問相談サービス（生活機能アドバイスタイプ）

○対象者

事業対象者等（事業対象者、要支援1、要支援2）のうち、介護予防ケアマネジメントにおいて生活機能に何らかの課題が見られ、リハビリテーション専門職の訪問による助言や指導により生活機能の改善及び向上が図られ、自立した生活を継続して送ることが見込まれる高齢者

○サービス内容

リハビリテーション専門職が対象者の居宅を訪問し、本人の状態に合わせた運動機能、栄養状態、口腔機能の向上のための助言や指導、また、生活環境や生活動作の改善及び工夫に関する助言や指導を行う。

○利用料 無料

○実績

年度	R3	R4	R5	R6	R7
利用者数	3	1	1	3	2

③生活機能訪問相談サービス（集中デリアセスメントタイプ）

○対象者

事業対象者等（事業対象者、要支援1、要支援2）のうち、短期集中通所サービスを利用予定の高齢者

○サービス内容

リハビリテーション専門職が対象者の居宅を訪問し、本人の自立支援に向けて集中デリアセスメントを効果的に実施するため、事前アセスメントを行う。

○利用料 無料

○実績

年度	R3	R4	R5	R6	R7
利用者数	0	0	0	0	0

【通所型サービス】

（1）現行相当サービス

①介護予防通所サービス（予防デイ）

○対象者

日常的に身体介護が必要な要支援認定者及び事業対象者

○事業内容

通所型サービス事業所における身体介護及び機能訓練や生活行為向上のためのサービス

○利用者負担

1回ごとの回数制。久留米市が定める報酬の1割、2割又は3割
（5時間未満）

要介護等状態区分	サービス費用 （利用者負担1割の金額）
事業対象者・要支援1	4,360円（436円）
要支援2	4,470円（447円）

○利用実績

年度	R3	R4	R5	R6	R7
件数（件）	542	533	506	612	690
給付額（千円）	14,677	14,797	14,099	17,145	19,633

（2）基準緩和サービス（通所型サービスA）

①元気向上通所サービス（元気デイ）

○対象者

身体介護の必要がなく、状態が安定している要支援認定者及び事業対象者

○事業内容

通所型サービス事業所等における機能訓練及び生活行為向上のためのサービス

○利用者負担

1回ごとの回数制。久留米市が定める報酬の1割、2割又は3割

要介護等状態区分	サービス費用（利用者負担1割の金額）	
	2時間以上3時間未満	3時間以上5時間未満
事業対象者・要支援1	1,970円（197円）	2,140円（214円）
要支援2	3,930円（393円）	4,400円（440円）

②短期集中通所サービス（集中デイ）

○対象者

生活機能の低下が見られる要支援認定者及び事業対象者

○事業内容

運動機能、口腔機能、栄養改善や認知機能低下予防等の心身機能や生活機能改善のための個別的プログラムを原則３か月で実施するサービス

○利用者負担

月額定額制。久留米市が定める報酬の１割、２割又は３割（１～３か月目）

要介護等状態区分	サービス費用 (利用者負担１割の金額)
事業対象者・要支援１	16,900円（1,690円）
要支援２	34,660円（3,466円）

（４～６か月目）原則として３か月のため４か月目以降は報酬の３０％を減ずる

要介護等状態区分	サービス費用 (利用者負担１割の金額)
事業対象者・要支援１	11,830円（1,183円）
要支援２	24,260円（2,426円）

③利用実績（通所型サービスＡ）

年度	R3	R4	R5	R6	R7
件数（件）	11,665	12,145	12,662	12,920	13,497
給付額（千円）	205,435	213,393	226,586	232,319	241,732

（３）住民主体による支援（通所型サービスＢ）

①住民主体通所サービス

○対象者

要支援認定者又は事業対象者

○事業内容

住民（有償・無償のボランティアなど）が主体となって、体操等の運動をはじめとした活動を行うなどの介護予防に資する多様な活動を継続的に提供するサービス。

事業実施団体には、立ち上げ補助（100,000円／１回限り）、活動費補助（75,000円／四半期）を交付できる場合がある。

○利用者負担

各事業実施団体が定めた利用料

○実績

年度	R3	R4	R5	R6	R7
登録団体数	0	0	0	0	0

3. 介護用品支給事業

事業名 介護用品支給事業 （担当課 長寿支援課）

事業開始年度	平成 17 年度		
8 年度予算	13,572 千円	前年度決算	11,661 千円
負 担 割 合	第 1 号被保険者保険料	根拠法令等	介護保険法、市要綱

目 的 在宅の高齢者や介護している家族に対して紙おむつ等の介護用品（以下「紙おむつ等」という）の購入費の一部を助成することにより、高齢者の福祉及び衛生の向上と介護している家族の負担軽減を図る。

令和 3 年度より地域支援事業（任意事業）から市町村特別給付へ移行。

事業内容 対象者

久留米市の介護保険被保険者で、以下の条件をすべて満たしていること。

- ・要介護認定において要介護 3、要介護 4 又は要介護 5 の認定を持つ人。
- ・身体上又は精神上の理由により、おむつが常時必要と判断される人。
- ・対象者の属する世帯の市県民税が非課税の人。
- ・在宅で介護を受けている人。
- ・生活保護を受給していない人。

②給付額

紙おむつ等の購入代金の一部として、月額3,000円の介護用品給付券を交付する。

○支給実績

年 度	R3	R4	R5	R6	R7
支給対象者数（人）	582	597	616	638	616
延べ利用者数（人）	3,959	4,061	4,210	4,186	3,958
総支給額（千円）	11,606	11,860	12,365	12,449	11,661

4. 介護予防把握事業

事業名 介護予防把握事業 (担当課 長寿支援課)

事業開始年度	平成 29 年度		
8 年度予算	3,041 千円	前年度決算	1,461 千円
負担割合	保険料 1/2、国 1/4、県 1/8	根拠法令等	介護保険法

目的 生活不活発等により何らかの支援を要する高齢者を早期に把握し、地域の介護予防活動や市の介護予防事業などに繋げ、高齢者が要支援・要介護状態となることを遅らせ、または防ぐ。

事業内容 要介護リスクが高い状態にある者へのアプローチ

身体的フレイルのリスク者を国保データベース (KDB) システムで抽出し、保健師の電話や訪問による支援を行うことでフレイル予防を図る。

○実績

年度	R3	R4	R5	R6	R7
支援対象者数(人)	0	24	100	57	41

5. 介護予防普及啓発事業

事業名 介護予防普及啓発事業 (担当課 長寿支援課)

事業開始年度	平成 18 年度		
8 年度予算	38,732 千円	前年度決算	26,985 千円
負担割合	保険料 1/2、国 1/4、県 1/8	根拠法令等	介護保険法

目的 概ね65歳以上の高齢者を対象として、介護予防に資する運動や教室等を実施し、高齢者が心身において健康を維持・向上し、介護予防の意義や必要性についての普及・啓発を行う。

事業内容

(1) にこにこステップ運動&スロージョギング教室

昇降台を使用した昇降運動を行い、下肢筋力やバランス能力の維持・向上を図るため、教室を開催する。

○利用料 無料

○実績

年度	R3	R4	R5	R6	R7
開催箇所数(会場)	11	9	7	6	5
参加者数(人)	140	133	87	69	65

(2) ロからはじまる健口教室

口腔機能の衰えによる様々なリスクと口腔機能向上の意義を理解し、日常的にセルフケアを行うことができるプログラムを提供する講座を開催する。令和5年度から、にこにこステップ運動&スロージョギング教室の中で開催している。

○利用料 無料

○実績

年度	R3	R4	R5	R6	R7
開催箇所数(会場)	5	5	7	6	6
参加者数(人)	51	61	83	55	75

(3) リズムで座ってストレッチ教室

歌を歌ったり、打楽器を合奏したり、リズムに合わせて手足等を使って体操するなど音楽を活用して、心身機能や口腔機能及び嚥下機能を向上させ、健康増進やうつ・閉じこもり予防、認知症予防を図るため、教室を開催している。

○利用料 無料

○実績

年度	R5	R6	R7
開催箇所数（会場）	3	6	6
参加者数（人）	42	112	90

(4) ぐるぐるサーキットトレーニング教室

筋肉トレーニングや有酸素運動など複数の運動を短い時間で連続して行うことで筋力や心肺機能等の維持・向上を図ることを目的に実施。

○利用料 無料

○実績

年度	R7
開催箇所数（会場）	4
参加者数（人）	84

(5) 介護予防認知症高齢者支援事業

身近な地域で認知症に関するイベントを開催し、認知症の正しい理解とケアについての普及・啓発を図る。また、認知症高齢者を介護する家族に対し、問題解決のための相談、各種介護情報の提供等を行うことにより、介護者の精神的、身体的な負担を軽減し、認知症高齢者の福祉の向上を図る。

① 認知症イベント

認知症高齢者の家族（介護者）、地域の介護予防支援者、認知症に関心がある者等に対して認知症の予防・早期発見・早期対応の必要性や地域で認知症高齢者とその家族を支援する取り組みなどをテーマに認知症に深い知識と経験を持つ講師の講演等を開催する。※令和6年度、事業名を認知症講演会より変更。

○実施回数・時間

年1回（※平成28年度より年3回から年5回に増加、令和2年度より年1回に変更、令和4年度は派遣型6回、集合型1回、令和5年度からは集合型1回）

1回あたり2時間程度

○参加料 無料

○実績

年度	R3	R4	R5	R6	R7
参加者数（人）	29	336	260	500	350

② 認知症高齢者介護電話相談

認知症高齢者を介護する家族等に対して電話による認知症高齢者介護に関する相談を受け付け、介護情報の提供や必要な助言・指導を行う。

○実施日・時間

毎週日曜日の午前10時00分から午後3時00分まで

○利用料 無料

○実績

年度	R3	R4	R5	R6	R7
相談件数（件）	28	27	23	41	59

③ものわすれ予防検診

認知症の早期発見、早期対応のための事業であり、地域における高齢者に無料検診を提供することで認知症予防及び認知症に関する普及啓発を図る。

○実施回数

年6回（令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大に伴い3回のみ実施。）

○利用料 無料

○実績

年度	R3	R4	R5	R6	R7
受診者数（人）	41	67	72	101	103

④認知機能検査とトレーニング【集合型】【派遣型】（令和7年度新規事業）

※認知症チェックと予防と統合

VR機器を用いた認知機能検査を行い、認知症の前段である軽度認知障害を発見し、検査後のフォローとして6カ月間認知機能訓練を行うことで認知症への進行予防を図る。

○利用料 無料

○実績

【集合型検査】

年度	R7
開催箇所数（会場）	12
参加者数（人）	358

【派遣型検査】※各校区コミュニティセンターを会場とする

年度	R7
開催箇所数（会場）	7
参加者数（人）	115

【トレーニング】

年度	R7
開催箇所数（会場）	7
参加者数（人）	200

6. 地域リハビリテーション活動支援事業

事業名 地域リハビリテーション活動支援事業（担当課 長寿支援課）

事業開始年度	平成 29 年度		
8 年度予算	12,347 千円	前年度決算	7,300 千円
負担割合	保険料 1/2、国 1/4、県 1/8	根拠法令等	介護保険法

目的 地域で介護予防に取り組む意欲のある団体に対して、リハビリテーション専門職を派遣し、誰もが自主的に運動や体力測定ができるように助言・指導を行うことで、地域における主体的かつ継続的な介護予防の取り組みを支援する。

事業内容

（1）地域リハビリテーション活動支援事業

地域で介護予防活動に取り組んでいる団体等を対象に、年 1 回、リハビリテーション専門職を派遣し専門的な助言・指導を実施する。

○対象者

市内在住の65歳以上の方であれば誰でも参加できる団体で、月 1 回以上の活動がある市内の団体。

○利用料 無料

○実績

年度	R3	R4	R5	R6	R7
実施団体数	4	5	19	19	59
派遣回数	16	27	32	50	59
参加者数（延）	131	245	378	709	729
フォローアップ実施団体数	3	11	—	—	—
お試しリハ実施団体数	1	2	—	—	—

（2）いつまでも美味しく食べる お口のための講師派遣

口腔機能の専門職を派遣し、参加者が自らのオーラルフレイルのチェックを行った上で、口腔ケア実践を踏まえた介護予防の助言・指導を行い、介護予防の取組を支援する。

○対象者

市内在住の65歳以上の方であれば誰でも参加できる団体で、月 1 回以上の活動がある市内の団体。

○利用料 無料

○実績

年度	R3	R4	R5	R6	R7
申込数	24	41	40	48	68
実施回数	15	38	38	41	68
参加者延数	217	551	600	604	871

7. 在宅医療・介護連携推進事業

事業名 在宅医療・介護連携推進事業 (担当課 保健所 健康推進課)

事業開始年度	平成 23 年度		
8 年度予算	28,034 千円	前年度決算	25,341 千円
負担割合	保険料23/100、国38.5/100、県19.25/100	根拠法令等	介護保険法

※平成 26 年度まで、在宅医療推進事業として実施。

目的 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、医療による治癒が期待できない状態にあっても住み慣れた自宅等「自分が望む場」で、最期まで自分らしく有意義な日常生活が送れ、また家族も安心して介護ができるよう、在宅医療・介護事業者等の関係機関との連携強化や、市民への普及啓発など、各医師会に設置した「在宅医療・介護連携センター」を拠点に、在宅医療・介護の連携推進を図る。

事業内容

(1) 課題の抽出及び対応策の検討

地域における保健、医療、介護及び福祉関係者で協議を行い、課題共有及び対応策の検討を行う。

実施状況

○在宅医療・介護連携推進協議会の開催

年度	R5	R6	R7
開催回数	1	1	1

(2) 関係者の情報共有支援

退院時の病院関係者とケアマネジャーの情報共有支援の一環として、入退院調整ルールの実用や必要に応じて見直しを行う。

(3) 在宅医療に関する専門相談窓口対応

各医師会に設置した「在宅医療・介護連携センター」の相談員が、居宅介護支援事業所、かかりつけ医、訪問看護ステーション、地域包括支援センター等の医療・介護サービス提供者及び関係機関からの在宅医療等に関する相談への支援、調整を行う。

(4) 関係者への研修

在宅医療・介護関係者のスキルアップや顔の見える関係づくりを行う。

年度 研修(回)	R5		R6		R7	
	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数
多職種連携研修会	5	270	5	226	10	589
在宅医療従事者研修会	21	853	18	873	14	608
同行訪問研修会	0	0	8	22	1	2
本人の意向を尊重した意思決定のための相談員研修会	2	41	1	31	1	24

(5) 市民への普及啓発

在宅療養に関する市民公開講座を開催し、広く普及啓発を行うことなどにより、市民が望む場所で療養ができ、最期を迎える場所を選択できるための機運づくりを行う。

○実施状況

(単位：回・人)

年 度	R3	R4	R5	R6	R7
実施回数	1	1	4	3	2
参加者延人員	74	138	358	272	147

8. 認知症総合支援事業

事業名 認知症総合支援事業 (担当課 長寿支援課)

事業開始年度	平成 27 年度		
8 年度予算	17,433 千円	前年度決算	13,743 千円
負担割合	保険料23/100、国38.5/100、県19.25/100	根拠法令等	介護保険法

目 的 保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による認知症の早期における症状の悪化の防止のための支援を行う。

事業内容

(1) 認知症初期集中支援推進事業

認知症の早期発見・早期対応に向けた支援体制の構築に向け、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置する。

(2) 認知症地域支援推進員

認知症の人ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行うため、認知症地域支援推進員を配置する。

※地域包括支援センター職員が兼務（事業費は地域包括支援センター運営事業に計上）

(3) 認知症カフェ運営支援事業

認知症カフェの開設者を養成し、久留米市内での認知症カフェの設置を促していくことで、認知症について市民の正しい理解を深め、認知症の人やその家族を支える地域づくりを推進することを目的とする。令和5年度から認知症になっても住みやすい環境を実現するとともに、認知症の人の家族の介護負担を軽減すること及び地域住民への認知症の啓発を促進することを目的に、久留米市認知症カフェ等運営支援事業補助金を創設。

9. 地域ケア会議推進事業

事業名 地域ケア会議推進事業 （担当課 長寿支援課）

事業開始年度	平成 27 年度		
8 年度予算	795 千円	前年度決算	891 千円
負担割合	保険料23/100、国38.5/100、県19.25/100	根拠法令等	介護保険法

目的 地域に住む高齢者の関係機関が高齢者の課題について協議（会議）を行い、高齢者の課題解決ならびに自立支援を図ることで、地域の高齢者の安心・安全と生活の質の向上を目的とする。

事業内容

会議名	内容
自立支援ケア会議	関係する専門多職種が連携して地域の介護支援専門員を支援し、その資質の向上に寄与することにより、介護保険法の理念に基づいた高齢者の自立支援及び生活の質の向上に資する。
個別支援地域ケア会議	個別課題について多くの関係機関、団体、住民等が多様な視点から検討することで、高齢者の課題解決を支援する。
地域課題検討ケア会議	個別課題の検討を積み重ねることなどにより見えてくる、地域における資源やサービスの不足や、職種あるいは機関の連携の不足、深刻化が予想される地域課題について、関係者で認識を共有し、解決策の検討を行う。
地域ケア会議専門部会	地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、介護保険事業計画への反映などの政策形成につなぐ。

10. 給付適正化事業

事業名 給付適正化事業 （担当課 介護保険課）

事業開始年度	平成 13 年度		
8 年度予算	2,538 千円	前年度決算	954 千円
負担割合	保険料23/100、国38.5/100、県19.25/100	根拠法令等	介護保険法

目的 提供される介護保険サービスが高齢者の自立支援等に資するものとなるよう、介護支援専門員の資質向上を図るとともに、介護給付の適正化に向けた支援を行う。

事業内容

- (1) 自立支援や重度化防止に資する適切なケアプランとなっているかについて、介護支援専門員とともに検証確認しながら気づきを促すケアプランチェックを実施する。

○ケアプランチェック（令和7年度実績）

対象	事業所数	ケアプランの件数
居宅介護支援事業所	15	36

11. 介護サービス相談員派遣事業

事業名 介護サービス相談員派遣事業 (担当課 介護保険課)

事業開始年度	平成 13 年度		
8 年度予算	337 千円	前年度決算	3,546 千円
負担割合	保険料23/100、国38.5/100、県19.25/100	根拠法令等	介護保険法

目的 介護サービスの提供の場を訪ね、サービスを利用する者等の話を聞き、相談に応じる等の活動を行う者の登録を行い、申出のあったサービス事業所等に派遣すること等により、利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、派遣を受けた事業所における介護サービスの質的な向上を図る。

事業内容 介護施設等へ介護相談員を派遣し、適切な介護が行われているか等を相談事業から把握する。事業見直しにより、令和 8 年 4 月 30 日をもって事業を廃止した。

○介護サービス相談員派遣事業 (令和 7 年度実績)

介護相談員数	派遣先								
	特養	老健	医療院	グループホーム	小規模多機能	密着特養	特定施設	住宅型有料	サ高住
7※	4	1	1	13	9	11	1	1	2

※1 名辞任により、令和 7 年 10 月以降は 6 名。

12. 住宅改修支援事業

事業名 住宅改修支援事業 (担当課 介護保険課)

事業開始年度	平成 12 年度		
8 年度予算	480 千円	前年度決算	222 千円
負担割合	保険料23/100、国38.5/100、県19.25/100	根拠法令等	介護保険法

目的 介護保険法に基づく住宅改修に必要な理由書作成経費を助成することにより、居宅介護支援事業者に居宅サービス計画の作成を依頼していない者でも、住宅改修費の支給を受けることができるようにする。

事業内容

(1) 対象者

居宅介護支援事業者に居宅サービス計画の作成を依頼していない者の理由書を作成する居宅介護支援事業者、または、住宅改修についての相談に関する専門的な知識及び経験を有すると認められる者

(2) 給付額

理由書作成 1 件につき 2,000 円

○支給実績

年 度	R3	R4	R5	R6	R7
件数	55	62	65	136	111
総支給額 (千円)	110	124	130	272	222

13. 家族介護支援事業

(1) 事業名 家族介護教室の開催 (担当課 長寿支援課)

事業開始年度	平成 23 年度		
8 年度予算	971 千円	前年度決算	971 千円
負担割合	保険料23/100、国38.5/100、県19.25/100	根拠法令等	介護保険法

目的 在宅での介護に必要なとなる基本的な介護技術や認知症介護に関する知識などを習得することで、介護者の介護負担の軽減を図るとともに、在宅介護への理解を深める。

事業内容 在宅での介護に必要なとなる基本的な介護技術に関する講座などを実施する。

年 度	R3	R4	R5	R6	R7
介護保険制度	—	—	16	16	—
介護技術講座	24	11	12	16	13
認知症講座	—	20	19	14	14
体調管理講座(口腔ケア)	14	12	9	13	14
体調管理講座(清潔保持)	—	—	—	15	17
ストレスケア講座	15	12	22	21	16
調理実習講座	14	12	14	—	16
仕事と介護の両立講座	9	—	—	—	—
認知症コミュニケーション講座	16	—	—	—	—
環境づくり講座	12	13	11	15	10
排泄ケア講座(おむつ)	12	12	18	20	19
排泄ケア講座(トイレ介助)	—	16	—	—	—

(2) 事業名 認知症高齢者見守り事業(SOSネットワーク事業) (担当課 長寿支援課)

事業開始年度	平成 10 年度		
8 年度予算	55 千円	前年度決算	50 千円
負担割合	保険料23/100、国38.5/100、県19.25/100	根拠法令等	介護保険法

目的 行方不明高齢者等の身元確認、保護、捜索、安全普及を図るため、警察・消防・久留米市保健所・社会福祉協議会等関係機関との連携体制(久留米市高齢者等SOSネットワーク協議会)を構築する。

事業内容 捜索活動への支援と広報、被保護者の処遇・処置の決定及び保護先の確保等を行う。
平成16年度から高齢者あんしん登録制度を開始し、徘徊高齢者の事前登録制およびシール配布を行う。
(令和8年7月1日現在登録件数：438件)

(3) 事業名 認知症高齢者見守り事業(行方不明高齢者等位置情報検索サービス利用補助事業) (担当課 長寿支援課)

事業開始年度	平成 29 年度		
8 年度予算	168千円	前年度決算	87千円
負担割合	保険料23/100、国38.5/100、県19.25/100	根拠法令等	介護保険法

目的 認知症により行方不明になる可能性の高い高齢者の事故防止と早期発見・保護に有効な位置情報検索サービスの利用開始に要する経費を補助することにより、介護家族の負担軽減を図ることを目的とする。

事業内容

① 対象者

次の各号に掲げる者を介護する家族等

- ・市内に居住する65歳以上の認知症高齢者
- ・市内に居住する40歳以上65歳未満の者で、初老期における認知症により介護保険の認定を受けているもの。
但し、認知症高齢者等が以下のいずれかに該当する場合は、対象者とならない。
 - ・介護老人福祉施設、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護の利用者
 - ・障害者支援施設、救護施設及び更正施設、養護老人ホームに入所している者
 - ・病院、又は診療所に入院している者

② 補助対象経費

位置情報検索サービスの利用開始に必要な初期費用

(機器(GPS等)代金、付属品代、新規加入料、契約事務手数料 等)

③ 補助金額

28,000円(上限額)

④ 補助要件

GPS等を使用した機器を使用すること。(但し、携帯電話やスマートフォンを除く)

⑤ 実績

年度	R3	R4	R5	R6	R7
件数	5	8	4	2	4

(4) 事業名 家族介護継続支援事業 (担当課 長寿支援課)

事業開始年度	平成13年度			
8年度予算	1,080千円		前年度決算	930千円
負担割合	保険料23/100、国38.5/100、県19.25/100		根拠法令等	介護保険法、市要綱

目 的 在宅の寝たきり高齢者等の介護者に対し、家族介護慰労金を支給することにより、介護者を慰労する。

事業内容

① 対象者

以下の条件をすべて満たしていること。

- ・要介護者が要介護4又は5の認定を受けている。
- ・要介護者、介護者とも久留米市に住民票があり、同居または同居に準ずる状態で介護している。
- ・介護者・要介護者とも介護保険料を滞納していない。
- ・介護者が要介護者を1年以上、在宅で介護している。
- ・対象期間において、要介護者が介護保険法第8条各項に定めるサービス(福祉用具貸与、特定福祉用具販売又は住宅改修のみを利用する場合を除く)の利用日数の合計が10日以内である。
- ・介護者は生活保護を受給していない。

② 支給額

年間12万円を上限として支給。ただし、入院期間が30日以上ある場合は、その分を減額して支給する。

(入院期間は30日を1か月として計算)

③ 対象期間

申請日以前の過去1年間。

○支給実績

年度 区分	R3	R4	R5	R6	R7
受給者数(人)	10	10	5	5	8
支給額(千円)	1,150	1,190	600	600	930

14. 成年後見制度利用支援事業

事業名 成年後見制度利用支援事業 （担当課 長寿支援課）

事業開始年度	平成 12 年度		
8 年度予算	15,651 千円	前年度決算	10,906 千円
負担割合	保険料23/100、国38.5/100、県19.25/100	根拠法令等	老人福祉法、市要綱

目的 成年後見制度の申立て費用や後見人等報酬に対する補助を行うことにより、円滑な申立てにつなげ、制度利用が必要な人の権利擁護を促進する。
また、本人が認知症などのため申立てができず、親族による申立ても見込めない場合、市長申立てを行い、高齢者の福祉を図る。

事業内容 (1) 成年後見制度の市長申立て
(2) 後見報酬等の助成

事業実績 (1) 相談対応
高齢者虐待の対応や成年後見制度に関する相談の対応
(2) 市長申立て件数（高齢者）

年 度	R3	R4	R5	R6	R7
申立て件数	26	11	10	12	4

(3) 成年後見制度利用支援事業補助件数（報酬補助）（高齢者）

年 度	R3	R4	R5	R6	R7
申請件数	31	41	63	53	78
補助件数	27	35	51	43	72

(4) 成年後見制度利用支援事業補助件数（申立費用補助）（高齢者）

年 度	R3	R4	R5	R6	R7
申請件数	1	0	0	0	0
補助件数	1	0	0	0	0

15. 高齢者配食サービス事業

事業名 高齢者配食サービス事業 （担当課 長寿支援課）

事業開始年度	平成 18 年度		
8 年度予算	6,879 千円	前年度決算	5,748 千円
負担割合	保険料23/100、国38.5/100、県19.25/100	根拠法令等	介護保険法

目的 高齢者に対しバランスのとれた食事を提供するとともに、安否の確認を行うことにより、要介護状態となった場合においても地域社会で生活することを支援し、もって「食」の面から高齢者の健康維持と自立支援に寄与する。

事業内容

（1）対象者

下記の2つの条件をともに満たしている者

- ・65歳以上の一人暮らし又は65歳以上の高齢者（複数）のみの世帯等の者
- ・介護認定により「要介護1」以上の認定を受け、体力の低下等により、炊事や買い物が困難な者

（2）サービス内容

- ・1日2回まで、750円相当の食事（昼食と夕食）を自宅に配達する。
- ・配達時に、利用者の安否を確認する。

（3）利用料

市町村民税課税世帯 1食750円（全額自己負担）
市町村民税非課税世帯 1食550円（市助成額200円／食）

（4）事業実績

年度		R3	R4	R5	R6	R7
昼食	延利用者数（人）	268	353	440	530	547
	総食数（食）	4,058	5,598	6,533	7,830	7,176
夕食	延利用者数（人）	661	695	851	1,033	1,107
	総食数（食）	12,671	12,974	16,206	20,007	21,569

16. 認知症サポーター等養成事業

事業名 認知症サポーター等養成事業 （担当課 長寿支援課）

事業開始年度	平成 21 年度		
8 年度予算	1,218 千円	前年度決算	360 千円
負担割合	保険料23/100、国38.5/100、県19.25/100	根拠法令等	介護保険法

目的 認知症になっても安心して暮らせるまちを目指して、認知症について正しく理解し、地域で認知症の人やその家族を温かく見守り支える「認知症サポーター」の養成講座を実施し、認知症に関する普及・啓発を図る。また、その講座の講師役を担う、キャラバン・メイトの養成研修を行う。さらに、「認知症サポーター」の活動が見えるようにするため、認知症サポーターがチームを作り活動する「チームオレンジ（オレンジ協力隊）」を令和5年度から創設。久留米市全体で認知症の人とその家族を見守る雰囲気づくりを進める。

事業内容

（1）認知症サポーター養成講座

- ①対象者 市民
②内 容 キャラバン・メイトが認知症に関する基礎知識や認知症の人との接し方などを伝える、認知

症サポーター養成講座を実施する。

③養成実績 令和7年度開催 42回、養成 1,626人、累計 42,071人（令和8年3月31日現在）

(2) キャラバン・メイト養成研修

①対象者 ボランティア活動をしている人など

②内 容 「認知症サポーター養成講座」の講師となる「キャラバン・メイト」を養成する。

③登録人数 415人（他市等主催の養成講座受講者を含む）（令和8年3月31日現在）

(3) オレンジ協力隊養成講座

①対象者 メンバーの半数程度が認知症サポーター養成講座済みで、概ね10名以上の団体

②内容 オレンジ協力隊について、認知症サポーター養成講座の振り返り、グループワーク等

③登録実績 オレンジ協力隊登録団体数 令和7年度3団体 累計31団体（令和8年3月31日現在）

17. 緊急通報装置貸与事業

事業名 緊急通報装置貸与事業 （担当課 長寿支援課）

事業開始年度	平成6年度		
8年度予算	19,241千円	前年度決算	15,201千円
負担割合	保険料23/100、国38.5/100、県19.25/100	根拠法令等	介護保険法

目 的 一人暮らし等の高齢者や身体障害者に対し、緊急通報機器を貸与することで、緊急事態における生活の安全を確保し、福祉の増進を図る。

事業内容

(1) 対象者

日常生活で常時注意が必要な一人暮らしの方で以下のいずれかに該当していること。

①おおむね65歳以上で、身体上慢性疾患がある方。

②75歳以上の方。

③身体障害者手帳1級又は2級を受けておられる方。

④その他市長が必要と認める方。

(2) 方式

警備員等派遣方式（平成14年度から）

業務委託を受けた業者が通報を受信し、安否確認のために、警備員等を派遣し、緊急時には消防本部に通報する。

令和4年6月から、固定電話回線がなくても設置可能な新機種（固定電話回線未使用方式）を導入し、既存の回線（固定電話回線に接続）との併用とした。

(3) 利用料

警備員等派遣方式	市県民税非課税世帯	市県民税課税世帯
固定電話回線使用方式	無料	月額 600 円
固定電話回線未使用方式	月額 1,100 円	月額 1,700 円

(4) 利用実績

年 度	R3	R4	R5	R6	R7
台数(固定電話回線使用方式)	286	324	347	329	343
台数(固定電話回線未使用方式)	—	23	44	56	71
通 報 件 数	492	708	772	909	726

※各年度3月31日現在

18. 介護サービス事業者支援事業

事業名 介護サービス事業者支援事業 (担当課 介護保険課)

事業開始年度	平成 18 年度		
8 年度予算	1,353千円	前年度決算	1,188千円
負担割合	保険料23/100、国38.5/100、県19.25/100	根拠法令等	介護保険法

目的 介護人材の育成と職員定着率の向上に資するための事業者支援を行うことにより、事業者が健全に発展し、受給者や地域からの信頼を高めることを目的とする。

事業内容

(1) 対象者

介護サービス事業者及びその従業者

(2) 研修内容

事業者が、受給者が真に必要としているサービスを実施し、健全に発展するために必要な、介護人材の育成と職員定着率の向上を図るための研修・講演会等

(3) 実績 (令和7年度)

①部会支援 (部会活動・合同研修等)

部会名	参加者数又は事業所数	部会名	参加者数
介護支援専門員部会	58人	訪問看護部会	67人
福祉用具部会	340人	訪問介護部会	37人 26法人
小規模多機能部会	61人	ストレスケア	31人
通所サービス部会	517人		

②全体支援

研修名	参加者数
新入職員研修	6人
中堅者職員研修	200人
経営関連	35人

③認知症ケア支援

研修名	参加者数
初任者・管理者対象の研修	24人

IV. 後期高齢者医療

1. 後期高齢者医療

事業名 後期高齢者医療（担当課 健康保険課）

目的 高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、75歳以上の方および65歳以上～74歳の方で一定の障害を有することを認定された方に対し、適切な医療を給付することにより高齢者福祉の増進を図る。

事業内容 主に、被保険者の疾病、負傷等に関して必要な医療給付を行う。

後期高齢者医療制度では、県内すべての市町村が加入する福岡県後期高齢者医療広域連合が県内の市町村と協力して制度の運営にあたる。

自己負担

<一部負担金>

所得に応じて、医療費の1割、2割または3割を負担。

<自己負担限度額>

同じ月内に支払った医療費の自己負担が限度額を超えた場合、後日申請して広域連合から払い戻しを受ける。

○自己負担限度額（令和8年7月まで）

負担割合	負担区分		外来（個人単位）	入院＋外来（世帯単位）※5
3割	現役並み所得者 ※1※2	Ⅲ	252,600円＋（総医療費－842,000円）×1％ ★多数回該当 140,100円 ※6	
		Ⅱ	167,400円＋（総医療費－558,000円）×1％ ★多数回該当 93,000円 ※6	
		Ⅰ	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1％ ★多数回該当 44,400円 ※6	
2割	一般Ⅱ※2		18,000円 [年間限度額 144,000円]	57,600円 ★多数回該当 44,400円 ※6
1割	一般Ⅰ			
	区分Ⅱ ※3		8,000円	24,600円
	区分Ⅰ ※4		8,000円	15,000円

（令和8年8月から）

負担割合	負担区分		外来（個人単位）	入院＋外来（世帯単位）※5
3割	現役並み所得者 ※1※2	Ⅲ	270,300円＋（総医療費－901,000円）×1％ ★多数回該当 140,100円 ※6 年間上限額 1,680,000円	
		Ⅱ	179,100円＋（総医療費－597,000円）×1％ ★多数回該当 93,000円 ※6 年間上限額 1,110,000円	
		Ⅰ	85,800円＋（総医療費－286,000円）×1％ ★多数回該当 44,400円 ※6 年間上限額 530,000円	
2割	一般Ⅱ※2		22,000円 [年間限度額 216,000円]	61,500円 ★多数回該当 44,400円 ※6 年間上限額 530,000円
1割	一般Ⅰ			
	区分Ⅱ ※3		11,000円 [年間限度額 96,000円]	25,700円 ★多数回該当 24,600円 ※6 年間上限額 290,000円
	区分Ⅰ ※4		8,000円	15,700円 年間上限額 180,000円

- ※1 同一世帯に一定の所得（市民税課税標準額が145万円）以上の後期高齢者医療被保険者がいる方。
ただし、「現役並みⅠ・Ⅱ」に該当する方のうち、70歳～74歳の方及び後期高齢者医療被保険者の収入の合計が、一定額未満（後期高齢者医療被保険者が1人の世帯の場合：年収383万円未満、同一世帯の70歳～74歳の方と後期高齢者医療被保険者が2人以上の世帯の場合：年収520万円未満）である旨申請があった場合は2割または1割となる。
- ※2 「現役並みⅠ・Ⅱ・Ⅲ」または「一般Ⅱ」となる世帯主の方で前年12月31日現在に同一世帯に合計所得が38万円以下である19歳未満の世帯員がいる場合、16歳未満の人数に33万円、16歳以上19歳未満の人数に12万円を乗じた金額を、市民税課税標準額から控除して判定する。
- ※3 市民税非課税の世帯に属する方。
- ※4 市民税非課税の世帯で、世帯員の所得が一定基準に満たない方。
- ※5 自己負担限度額は同一世帯に属する後期高齢者医療被保険者の自己負担を合算した限度額。
- ※6 過去12カ月に3回以上高額療養費の支給を受けた場合の、4回目以降の自己負担限度額。
- 【備考】人工透析を行っている慢性腎不全、血友病等の人は特定疾病療養受療証を申請することにより自己負担限度額は10,000円。

<入院時の食費>

入院時の食費は1食当たり（居住費は1日当たり）次の負担金を医療機関に支払う。
（令和8年5月まで）

負担区分		一般病床	療養病床※1			
			右に該当しない方		入院医療の 必要性の高い方	
					食 費	居 住 費
現役並みⅠ・Ⅱ・Ⅲ、一般Ⅰ・Ⅱ		510円 ※2	510円 ※3	370円 （指定難 病 患 者 を除く）	510円 ※2※3	370円 （指定難 病 患 者 を除く）
区分Ⅱ	90日までの入院	240円	240円		240円	
	90日を超える入院	190円 ※4			190円 ※4	
区分Ⅰ	老齢福祉年金受給者等	110円	140円		110円	
			110円			

（令和8年6月から）

負担区分		一般病床	療養病床※1			
			右に該当しない方		入院医療の 必要性の高い方	
					食 費	居 住 費
現役並みⅠ・Ⅱ・Ⅲ、一般Ⅰ・Ⅱ		550円 ※2	550円 ※3	430円 （指定難 病 患 者 を除く）	550円 ※2※3	430円 （指定難 病 患 者 を除く）
区分Ⅱ	90日までの入院	270円	270円		270円	
	90日を超える入院	220円 ※4			220円 ※4	
区分Ⅰ	老齢福祉年金受給者等	130円	160円		130円	
			130円			

- ※1 療養病床とは、急性期の治療を終え、長期の療養を必要とする方のための医療機関の病床で、疾患や状態によって、医療区分が分けられている。
- ※2 指定難病患者は令和8年5月までは300円、6月からは330円。
平成28年3月31日時点で1年以上継続して精神病床に入院していて、平成28年4月1日以降引き続き入院している方は260円。

※3 一部の医療機関では、令和8年5月までは470円、6月からは510円

※4 負担区分が「区分Ⅱ」の方で、限度額適用・標準負担額減額認定期間中に食費の減額申請をする日を含む月から12か月以内の入院期間が90日を超えた場合は、食費の減額申請をすることで、申請月の翌月から食費の標準負担額が減額される。後期高齢者医療制度に加入する前の保険での入院日数も含むことが出来る。

●保険料賦課状況（令和8年度）

保険料は医療保険分と子ども・子育て支援金分の合計額。

（医療保険分）

所得割額	〔前年度の総所得金額等－（基礎控除※1）〕×所得割率11.70%
均等割額	66,340円
限度額	850,000円

（子ども・子育て支援金分）

所得割額	〔前年度の総所得金額等－（基礎控除※1）〕×所得割率0.25%
均等割額	1,339円
限度額	21,000円

※1 合計所得金額に対する基礎控除額が2,400万円以下は43万円、2,400万円を超える場合は異なる。

※ 所得割額と均等割額の合計額（10円未満は切り捨て）が保険料となる。